平成25年2月22日

於教育委員会室

平成25年2月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成25年2月大和市教育委員会臨時会

- ○平成25年2月22日(金曜日)
- ○出席委員(4名)

1番 委員長職務代理者 青 蔭 文 雄

2番 委 員 篠田優里

3番 教 育 長 滝澤 正

4番 委員長 石川創一

○事務局出席者

教育部長 田中 博教育総務課長 川口敏治

学校教育課長 犬塚克徳

○書 記

教育総務課教育総務課

政策調整 飛田幸人 政策調整 瀬古直之

担当係長担当主任

○日 程

1 開 会

- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第 1 (議案第14号) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関す

る規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第15号) 県費負担教職員の管理職人事について

5 閉 会

開会 午後1時30分

○石 川 ただいまから教育委員会2月臨時会を開催いたします。会議時間は1 委員長 5時までといたします。

> 今回の会議録署名委員は3番、滝澤委員、1番、青蔭委員にお願いい たします。

それでは、議事に入ります。

◎議 事

○石 川 日程第1 議案第14号「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関 委員長 する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。

細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川 ロ これまでも相談室の相談体制の強化につきましてはさまざまな取り組 教育総務 みをご説明してまいりましたが、相談体制の強化の一環といたしまして 課 長 青少年相談室にも指導主事の職を置くことができるように、規則改正を するものでございます。

この規則につきましては、教育委員会の事務局と所管機関にどのような職を置くかを定めたものでございます。現行の規則では、事務局と教育研究所には指導主事を置くことができる定めがありますが、相談室には置かない定めとなっておりました。

不登校問題等についての相談体制を強化していく中で、今後は、学校に対して支援だけでなく指導といった場面も十分考えられることから、相談室にも指導主事を置くことができるように改正するものです。

新旧対照表に別表がございます。この別表に組織ごとに置く職と、その職にあてる職員を定めておりますが、青少年相談室の欄に、係長と指導主事の職にあてられる職員として指導主事を置くことができるという定めを追加しております。

これにより、指導主事を置くことができるようになるものです。 施行日につきましては、平成25年4月1日からとしております。 ○石 川 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等がございますか。いかがでしょうか。 これは人数を規定しているということではないですね。

○川 口 おっしゃるとおりです。あくまでどのような職を置くことができるか 教育総務 ということを定めております。

課長

○石 川 教育長、何かございますか。

委員長

○滝 澤 今、川口課長が説明したとおりですが、若干補足いたします。学校に教育長 対しては「相談」という立場ではなかなか管理職と話ができないという部分があります。フットワーク良く動かなければいけないのですが、職としてそれができないという部分があります。指導主事という職にすることで指導助言という職務を位置付け、学校に対して校長にも教頭にも指導助言をできるようにするものです。

それだけ相談業務が質的に高まってきたということもありますし、今後、機動的に成果を上げながら相談室が力を発揮するためには指導主事の職を置いた方が良いということでございます。

○石 川 ほかにないようでしたら、質疑、討論を終結いたします。

委員長 これより、議案第14号について採決をいたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石 川 異議なしということで、議案第14号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第2 議案第15号「県費負担教職員の管理職人事について」を議題といたしますが、非公開とすべき人事案件として審議を非公開としますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石 川 異議なしということですので、日程第2 議案15号は非公開といた委員長 します。

(非公開の審議)

◎閉会

○石 川 以上で本日の日程、すべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会2月臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後2時5分